

令和6年3月分(4月納付分)からの

保険料率のお知らせです

栃木支部の 健康保険料率は変更となります

令和6年2月分(3月納付分)まで
給与・賞与の

9.96%

令和6年3月分(4月納付分)から
給与・賞与の

9.79%

介護保険料率も変更となります

令和6年2月分(3月納付分)まで給与・賞与の

1.82%

令和6年3月分(4月納付分)から給与・賞与の

1.60%

※健康保険料と介護保険料は労使折半となります。

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に
全国一律の介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日から変更後の保険料率が適用されます。

※任意継続被保険者の方は、令和6年4月分の保険料率から変更となります。

保険料率についての
特設サイトはこちら



健康保険料率9.79%のうち、6.37%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.42%分は
後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

★保険料は、納付期限までに納めていただくようお願いします。★健康保険組合における保険料額等については、ご加入の健康保険組合へお問い合わせください。★ご加入の支部は健康保険証の「保険者名称」をご確認ください。(居住する都道府県とは異なることがあります。)



全国健康保険協会 栃木支部
協会けんぽ

お問い合わせはこちらまで

TEL 028-616-1692

〒320-8514 宇都宮市泉町6-20 宇都宮DIビル7階

元気に働き続けるためには、日々の健康が大切。
しかも、健康であればあるほど、
保険料率の伸びを抑えられます。

自分らしく、安心して働けるように
健康づくりをはじめませんか？



健康状態を確認するために
健診を毎年受けましょう！

35歳～74歳の被保険者の方は
「生活習慣病予防健診」をご利用ください。



協会けんぽの生活習慣病予防健診は、

血圧測定 血液検査 尿検査 心電図検査
胸部レントゲン検査 胃部レントゲン検査
便潜血反応検査

メタボリックシンドロームとともに

5大がん 肺 胃 大腸 子宮 乳房 までカバー！

※子宮頸がん検診、乳がん検診は、別途自己負担が必要です。

令和5年4月～ 生活習慣病予防健診等の自己負担を軽減しています。
一般健診 最高7,169円 → 軽減後 最高5,282円
対象：35歳～74歳の被保険者（ご本人）
付加健診 最高4,802円 → 軽減後 最高2,689円

令和6年4月～ 付加健診の対象年齢について、現行の40歳、50歳に加え、
45歳、55歳、60歳、65歳、70歳も対象になります。
※付加健診とは、節目の年齢において、肝臓、胆のう、腎臓といった腹部の臓器の様子を調べるための腹部超音波検査や、高血圧・動脈硬化などを見つける手がかりとなる眼底検査といった、より詳細な健診です。



事業主・ご担当者の皆さまへ

生活習慣病予防健診の声かけ

生活習慣病予防健診を受診するよう対象の方へ周知いただきますようお願いいたします。

特定保健指導の声かけ

特定保健指導のご案内を対象の方へ確実にお渡しいただき、積極的な声かけをお願いいたします。

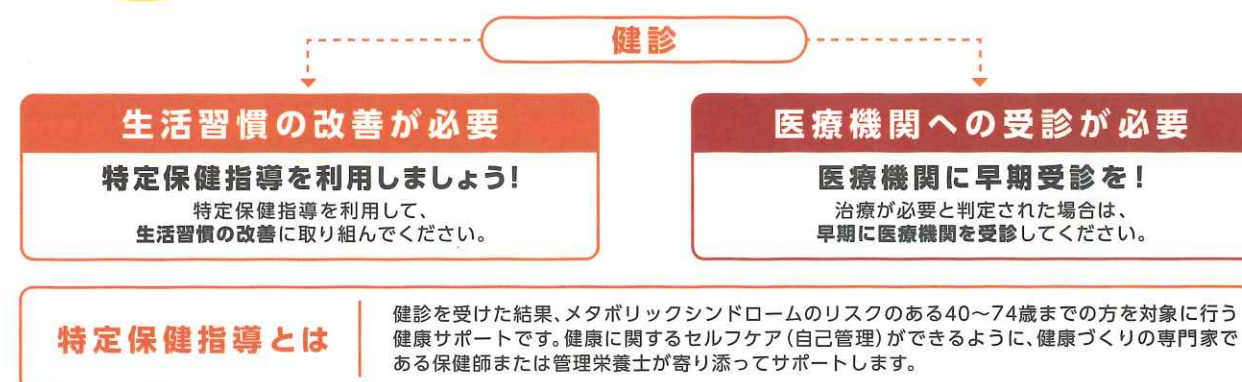
実は・・・

都道府県ごとの **医療費水準** に基づき、
都道府県ごとの **保険料率を決定** しています。



健診を受けた後の
行動こそが大切です！

健診はあくまでも生活習慣改善の必要性や
病気を発見するための手段です。



日々の健康づくりも忘れずに！



保険料率についての
特設サイトはこちら



皆さまの取組※に応じて、
都道府県の保険料率が
変わるインセンティブ制度
についてはこちら



※特定健診受診・ジェネリック医薬品の使用等

令和6年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率:令和6年3月分～ 適用
・介護保険料率:令和6年3月分～ 適用

・厚生年金保険料率:平成29年9月分～ 適用
・子ども・子育て拠出金率:令和2年4月分～ 適用

(栃木県)

(単位:円)

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
				9.79%		11.39%		18.300%※	
等級	月額	円以上	円未満	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	～	63,000	5,678.2	2,839.1	6,606.2	3,303.1		
2	68,000	63,000	73,000	6,657.2	3,328.6	7,745.2	3,872.6		
3	78,000	73,000	83,000	7,636.2	3,818.1	8,884.2	4,442.1		
4(1)	88,000	83,000	93,000	8,615.2	4,307.6	10,023.2	5,011.6	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	101,000	9,594.2	4,797.1	11,162.2	5,581.1	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	107,000	10,181.6	5,090.8	11,845.6	5,922.8	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	114,000	10,769.0	5,384.5	12,529.0	6,264.5	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	122,000	11,552.2	5,776.1	13,440.2	6,720.1	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	130,000	12,335.4	6,167.7	14,351.4	7,175.7	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	138,000	13,118.6	6,559.3	15,262.6	7,631.3	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	146,000	13,901.8	6,950.9	16,173.8	8,086.9	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	155,000	14,685.0	7,342.5	17,085.0	8,542.5	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	165,000	15,664.0	7,832.0	18,224.0	9,112.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	175,000	16,643.0	8,321.5	19,363.0	9,681.5	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000	185,000	17,622.0	8,811.0	20,502.0	10,251.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000	195,000	18,601.0	9,300.5	21,641.0	10,820.5	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000	210,000	19,580.0	9,790.0	22,780.0	11,390.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000	230,000	21,538.0	10,769.0	25,058.0	12,529.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000	250,000	23,496.0	11,748.0	27,336.0	13,668.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000	270,000	25,454.0	12,727.0	29,614.0	14,807.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000	290,000	27,412.0	13,706.0	31,892.0	15,946.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000	310,000	29,370.0	14,685.0	34,170.0	17,085.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000	330,000	31,328.0	15,664.0	36,448.0	18,224.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000	350,000	33,286.0	16,643.0	38,726.0	19,363.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	350,000	370,000	35,244.0	17,622.0	41,004.0	20,502.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	370,000	395,000	37,202.0	18,601.0	43,282.0	21,641.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	395,000	425,000	40,139.0	20,069.5	46,699.0	23,349.5	75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000	425,000	455,000	43,076.0	21,538.0	50,116.0	25,058.0	80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	455,000	485,000	46,013.0	23,006.5	53,533.0	26,766.5	86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	485,000	515,000	48,950.0	24,475.0	56,950.0	28,475.0	91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	515,000	545,000	51,887.0	25,943.5	60,367.0	30,183.5	96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	545,000	575,000	54,824.0	27,412.0	63,784.0	31,892.0	102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000	575,000	605,000	57,761.0	28,880.5	67,201.0	33,600.5	107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000	605,000	635,000	60,698.0	30,349.0	70,618.0	35,309.0	113,460.00	56,730.00
35(32)	650,000	635,000	665,000	63,635.0	31,817.5	74,035.0	37,017.5	118,950.00	59,475.00
36	680,000	665,000	695,000	66,572.0	33,286.0	77,452.0	38,726.0		
37	710,000	695,000	730,000	69,509.0	34,754.5	80,869.0	40,434.5		
38	750,000	730,000	770,000	73,425.0	36,712.5	85,425.0	42,712.5		
39	790,000	770,000	810,000	77,341.0	38,670.5	89,981.0	44,990.5		
40	830,000	810,000	855,000	81,257.0	40,628.5	94,537.0	47,268.5		
41	880,000	855,000	905,000	86,152.0	43,076.0	100,232.0	50,116.0		
42	930,000	905,000	955,000	91,047.0	45,523.5	105,927.0	52,963.5		
43	980,000	955,000	1,005,000	95,942.0	47,971.0	111,622.0	55,811.0		
44	1,030,000	1,005,000	1,055,000	100,837.0	50,418.5	117,317.0	58,658.5		
45	1,090,000	1,055,000	1,115,000	106,711.0	53,355.5	124,151.0	62,075.5		
46	1,150,000	1,115,000	1,175,000	112,585.0	56,292.5	130,985.0	65,492.5		
47	1,210,000	1,175,000	1,235,000	118,459.0	59,229.5	137,819.0	68,909.5		
48	1,270,000	1,235,000	1,295,000	124,333.0	62,166.5	144,653.0	72,326.5		
49	1,330,000	1,295,000	1,355,000	130,207.0	65,103.5	151,487.0	75,743.5		
50	1,390,000	1,355,000	～	136,081.0	68,040.5	158,321.0	79,160.5		

※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となります。

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(9.79%)に介護保険料率(1.60%)が加わります。

◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。

4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。

35(32)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。

◆令和6年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、300,000円です。

○被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。

(注)①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与にかかる保険料額

賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。

また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額。)となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は月間150万円となります。

○子ども・子育て拠出金

事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくことになります。(被保険者の負担はありません。)

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.36%)を乗じて得た額の総額となります。